

四日市市告示第 517 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の市道の路線の区域を変更する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

令和5年 9月26日

四日市市長 森 智広

都市整備部 道路管理課

(区域変更)

(都市整備部道路管理課)

整理番号	路線名	区域変更前起終点	追加区間幅員 削除区間幅員	追加区間延長 削除区間延長	備考
		区域変更後起終点	変更前幅員 変更後幅員 (m)	変更前延長 変更後延長 (m)	
1	小山2号線	小山町字鳩子2165-1 小山町字欠ノ下726-1	4.0~9.5 4.0~11.0	239.0 253.5	区域を変更する 延長を変更する
		小山町字鳩子2165-1 小山町字開都858	3.5~21.0 3.5~21.0	810.4 795.9	
2	西山11号線	小山町字欠ノ下638-3 西山町字宮ノ前7423	- 3.0~6.8	- 237.1	区域を変更する 延長を変更する 幅員を変更する
		西山町字宮ノ前7376 西山町字宮ノ前7423	1.9~6.8 1.9~6.5	660.0 422.9	